

認可外保育施設 設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症にかかる 区役所への情報共有と臨時休園等の対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ご自身の体調管理にも気を使われながら日々の保育にあたられていることに心より御礼申し上げます。

このたび、認可外保育施設における、新型コロナウイルス感染症にかかる区への情報共有と臨時休園等の対応について、次の通り依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 区役所への情報共有について

貴園において以下の状況が発生した場合は、直ちに区役所こども家庭支援課に連絡をお願いします。

ア 貴園の児童もしくは職員、またはその家族がPCR検査の結果陽性の判定を受けた場合

イ 貴園の児童または職員が濃厚接触者に特定された場合

2 臨時休園等の判断基準の参考例について

認可保育所等につきましては、園関係者（児童または職員）の陽性反応が判明した時点で、保健所による行動調査結果を待たずに一旦休園し、保護者へのお知らせを行うこととしています。

認可外保育施設におかれましても、臨時休園や園児・職員の登園や出勤の停止等の判断につきましては、別紙「認可外保育施設における臨時休園の判断基準の参考例について」をご参考に、ご対応くださいますようお願いいたします。（休園の判断は各園が行います。）

※なお、休園される場合は区役所こども家庭支援課に【認可外保育施設 [休止・廃止] 届出書】の提出が必要です。また再開については、届出書の予定通り再開するときは設置届の再提出は不要とします。届出書に示された期間と異なる場合は再度【認可外保育施設休止届出書】をご提出ください。

【添付資料】

- ・各区連絡先
- ・認可外保育施設における臨時休園の判断基準の参考例について
- ・【参考】新型コロナウイルスの対応フロー図（認可保育所等あて資料）

お問合せ

<この通知について>

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

電話：671-3564

<新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談>

横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター

電話：550-5530

認可外保育施設における臨時休園の判断基準の参考例について

1 関係者が新型コロナウイルスの陽性となった場合 →

認可外保育施設の場合も
区にご連絡ください

(1) 保健所による行動調査※前

※行動調査：園関係者がPCR検査で陽性になった場合、園児、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が園訪問するなどにより行う調査です。

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】

全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで園全体を一時休園。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【保護者へのお知らせについて※1】

- ア 在園児の同居の家族（送迎実施者）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。
陽性となった在園児の家族と接触した保育士について、
行動調査が終了するまで出勤を停止。
- イ 在園児の同居の家族（送迎の実施なし）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。

※1 保護者へのお知らせについて
園の運営に影響が出る場合には、
①個人情報に配慮しながら、②該当者の同意を得るなどを行い、保護者全員にお知らせをしてください。

(2) 行動調査終了後

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。園の消毒を園に指示。
保健所の助言を得て、園として全部休園、一部休園等について決定し、各園で対応。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【保護者へのお知らせについて※1】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。
園内消毒を実施するなど、園運営に影響が出る場合、陽性となった該当者が特定されない形で、全保護者に周知。

2 関係者が濃厚接触者となった場合【保護者へのお知らせについて※2】

① 職員が濃厚接触者の場合 → 認可外保育施設の場合も
当該職員の出勤停止。 区にご連絡ください

② 在園児が濃厚接触者の場合 → 認可外保育施設の場合も
当該子どもの登園停止。 区にご連絡ください

③ 在園児の家族が濃厚接触者の場合
当該家族による送迎を停止。

※2 保護者へのお知らせについて
2及び3に該当する際に、保護者全員へお知らせしたいとお考えの場合は、①新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、人権に十分配慮することや、②該当者の同意を得ることなどを行い、保護者全員にお知らせをしてください。

3 関係者がPCR検査受診の期間中【保護者へのお知らせについて※2】

① 職員が受診中の場合

② 在園児が受診中の場合

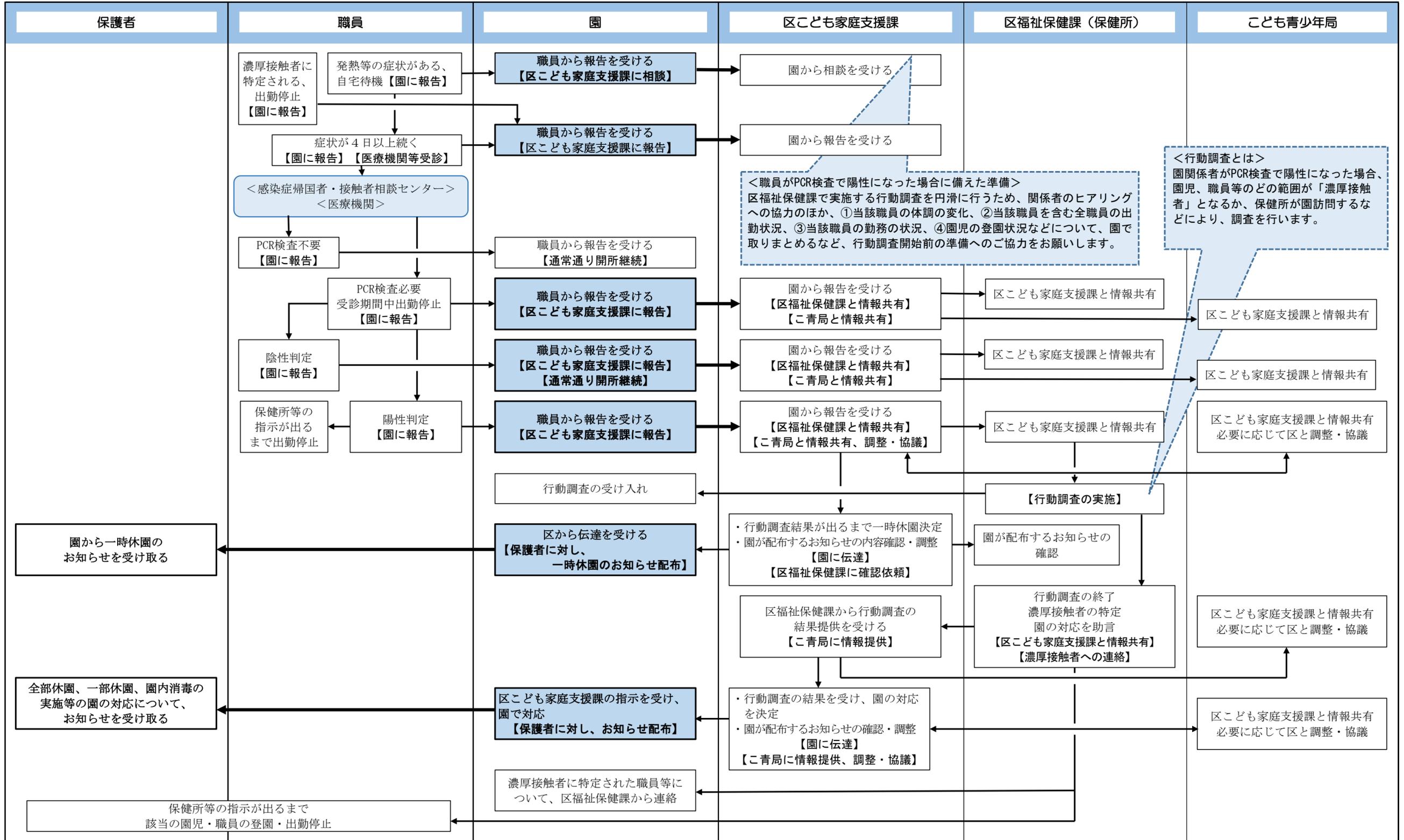
③ 在園児の家族が受診中の場合

診断が確定するまでは通常通り保育所を開所。

PCR受診者は診断が確定するまで登園・出勤・送迎を停止。

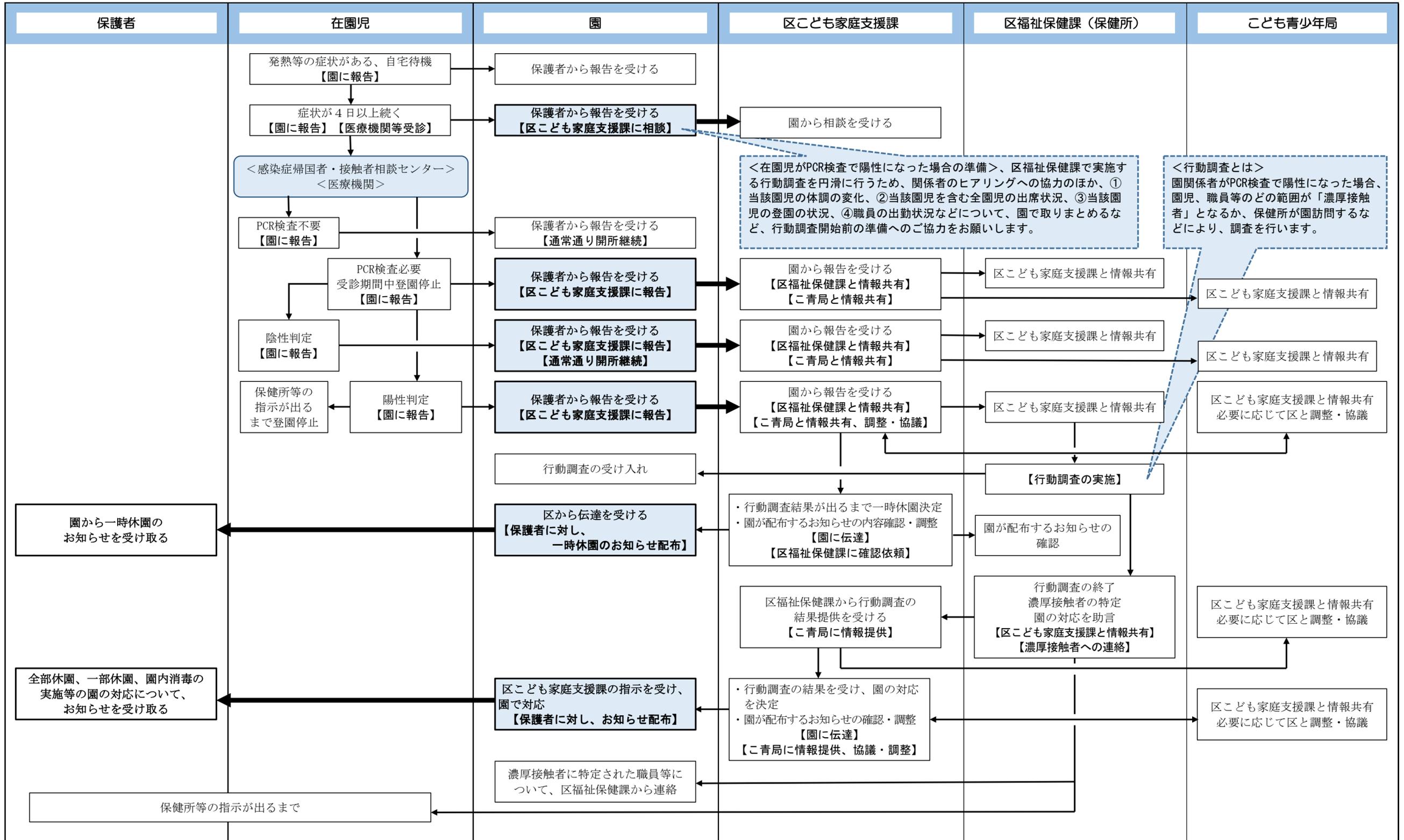
保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（①対象者：職員の場合）

【参考】 フローの対象は認可保育所等。
認可外保育施設においては休園の判断は各園が行います。



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：②在園児の場合）

【参考】 フローの対象は認可保育所等。
認可外保育施設においては休園の判断は各園が行います。



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：③在園児の家族の場合）

【参考】フローの対象は認可保育所等。
認可外保育施設においては休園の判断は各園が行います。

